

福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、全ての高校生等が安心して教育を受けることができるよう、私立高等学校等における授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、経済的負担の軽減が必要と認められる保護者等に対し、予算の範囲内において福岡県私立高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その支給については、この要綱の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「私立高等学校等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号において定める高等学校等のうち、地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）に規定する国立大学法人の設置する高等学校等以外の高等学校等をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給は、別に定める福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領（以下「要領」という。）に規定する私立高等学校等（私立高等学校専攻科を含む。）の生徒又は学生（以下「高校生等」という。）の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の生徒の就学に要する経費を負担すべきものとして別に定める者をいう。ただし、私立高等学校専攻科の生徒においては、「生計維持者」として別に定める者をいう。）であって、福岡県の区域内に住所を有し、次の各号のいずれかに属する者に行う。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯
- (2) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯
- (3) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯で、(1)(2)を除く専攻科に通う生徒の世帯に限る
- (4) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯で、(1)(2)(3)を除く専攻科に通う生徒の世帯に限る

(支給額等)

第4条 給付金の区分及び支給額は、別表に定めるところによる。

2 支給の回数は、一人の高校生等（私立高等学校専攻科の生徒を除く。）につき年1回、通算3回を上限とする。ただし、定時制、通信制の私立高等学校等の高校生等は、通算4回を上限とする。また、私立高等学校専攻科については、一人の生徒につき年1回、通算2回（当該生徒の通う高等学校専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）を上限とする。なお、知事は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金を年度内に分割して支給することができる。

（支給申請）

第5条 この給付金の支給を受けようとする保護者等は、要領で定めるところにより、知事に支給を申請しなければならない。

（支給の決定）

第6条 知事は、前条の規定により支給の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査の上、給付金を支給することが適当であると認めたときは、給付金の額を決定し、当該保護者等に対し、給付金を支給する。

（代理受領）

第7条 県内の私立高等学校等の設置者は、保護者等から委任があるときは、当該保護者等に代わって給付金を受給し、授業料以外の教育に必要な経費と相殺することができるものとする。

2 学校設置者が相殺することができる前項に掲げる経費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、通信費等をいう。

（不当利得の返還）

第8条 知事は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を命ずるものとする。

（受給権の譲渡、担保の禁止）

第9条 給付金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２６年７月２８日から施行し、平成２６年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２７年５月１９日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱の規定は、平成２７年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年５月９日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱の規定は、平成２８年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月２８日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱の規定は、平成２９年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年７月１日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱の規定は、平成３０年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月３日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱の規定は、平成３１年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年５月１４日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱の規定は、令和２年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年７月２日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱の規定は、令和２年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年２月２２日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱の規定は、令和２年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年４月２７日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱の規定は、令和３年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年５月６日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱の規定は、令和４年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月２７日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱の規定は、令和５年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年２月２９日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱の規定は、令和５年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１６日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱の規定は、令和６年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年５月１９日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱の規定は、令和７年度の給付金から適用する。

別表（第４条関係）

給付金の区分		支給額
世帯区分	高校生等の区分	
生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３６条の規定による生業扶助が行われている世帯	私立高等学校等（私立高等学校専攻科を除く。以下同じ。）に通う高校生等	５２，６００円
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯	高等学校・中等教育学校の通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の通信制学科（以下「通信制」という。）以外の私立高等学校等に通う高校生等	１５２，０００円
	通信制の私立高等学校等に通う高校生等	５２，１００円
	私立高等学校専攻科に通う生徒	５２，１００円
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が１０５，５００円未満である世帯	私立高等学校専攻科に通う生徒	１０，４２０円
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が２６４，５００円未満であり扶養する子が３人以上いる世帯（※１）	私立高等学校専攻科に通う生徒	１０，４２０円

高校生等が在学する私立高等学校等が着用を義務付けている制服を令和７年１月１日以降に発生した災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要となった場合、当該災害等につき１回に限り、以下の金額を加算することができる。（生活保護世帯は対象外）

- ・私立高等学校等（通信制を含む。）に通う高校生等 １人当たり８１，０００円
- ・私立高等学校等専攻科に通う生徒 １人当たり８１，０００円

（※１）「扶養する子が３人いる世帯」とは市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が３人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていることをいう。